

久留米工業大学ものづくりセンター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、久留米工業大学ものづくりセンター(以下「センター」という。)の組織・業務及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、本学における学内共同利用施設として、教育研究の支援及び地域社会への貢献を図ることを目的とする。

(業務内容)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1)ものづくり教育プログラムの企画・立案
- (2)ものづくり実践教育プログラム及び主に創造工房における機械工作実習の担当
- (3)学内における教育・研究装置などの作成の支援及びものづくり自主活動の支援
- (4)地域におけるものづくり教育及びものづくり技術の支援

(部門)

第4条 センターは、前条の業務内容を遂行するために次の部門を置く。

(1)創造工房教育部門

学生が主体的に取り組み、自らの創意工夫によるものづくりを実感できる教育プログラムとして導入された機械工作実習及び機械工作実習プログラムの設計や実施を支援する。

(2)教育・研究支援部門

各学科のものづくり関連教育や研究に関連した機器の設計・製作の支援及びものづくり教育を推進するための新たな教育プログラムの開発支援並びにものづくりに関連した学生参加型の課外プロジェクトに対する支援を行う。

(3)地域連携部門

ものづくりや科学技術に関するセミナー及び講演会の企画・運営を行うと共に、地域社会との連携・交流を推進する。

- ①ものづくり体験セミナー分野:ものづくり教育の重要性をアピールするため、市民や小中高校生を対象として、ものづくりの興味深い事例の紹介や、実際にものづくりを行う「ものづくり体験セミナー」、「子供科学教室」等の実施に関連した各種業務を行う。
- ②科学技術教育支援分野:各学科が有する工学系の先端技術を基に、科学技術全般にわたってセミナーや講演会等を地域社会と連携して企画・運営を行う。また、各学科で行われているものづくり教育や、プロジェクト活動支援分野で行われた課外活動の広報支援も行う。

(組織)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1)ものづくりセンター長(以下「センター長」という。)
- (2)教育職員

(3) 技術職員

(4) 事務職員

(センター長)

第6条 センターにセンター長を置き、本学教授のうちから学長が発令する。

2 センター長の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営を円滑にするために、ものづくりセンター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(利用方法)

第8条 センターの利用に関しては、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会で審議する。

附則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。